

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二五七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 二五七
- 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 二五八
- 地籍調査の成果について認証した件四件 二五八
- 公金の徴収の事務を委託した件 二五九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二五九
- 道路の区域を変更する件 二六〇
- 道路の供用を開始する件 二六〇
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 二六〇

告示

福島県告示第四百六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和四年五月二十七日救急病院として認定した。

令和四年六月三日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄
福島県厚生農業協同組合連合会鹿島厚生病院	南相馬市鹿島区横手字川原二番地	認定有効期限 令和七年五月二六日

（地域医療課）

福島県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年六月三日から同年七月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年六月三日から同年七月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）福島入江町商業施設計画 福島県福島市入江町四二番ほか
- 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年六月三日から同年七月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン入江町 福島県福島市入江町一番三七号ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	三頭	須賀川市	令和四年五月二四日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第四百十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市湊町大字共和の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和四年六月三日

調査を行った者の名称
いわき市

福島県知事 内堀雅雄

- 二 成果の名称
いわき市遠野町大平の一部の地籍図及び地籍簿(大平G地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
喜多方市
- 二 成果の名称
喜多方市高郷町の一部の地籍図及び地籍簿(磐見第12地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
須賀川市
- 二 成果の名称
須賀川市滝の一部の地籍図及び地籍簿(滝第5地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
ふくしま県民の森施設等使用料徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
2 所在地 福島県安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地

三 徴収の事務を委託する期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(森林計画課)

福島県告示第四百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市上名倉字下谷地二の一・二の二(以上二筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市上名倉字泉田三七の二(国有林)
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市上名倉字下河原二の三(国有林)
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字二合内南一の六・一〇の六(以上二筆国有林)
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字北日ノ倉一〇五の七・一〇五の八(以上二筆国有林)
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小川 赤井平線	いわき市小川町上平字 清水六一番一地从先から 同 市小川町高萩字 下代二三番五地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 一一・八・一	七五二・〇 七五二・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小川赤井平線	いわき市小川町上平字清水六一番 一地从先から 同 市小川町高萩字下代二三番 五地先まで	令和四年六月三日

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、岳ダム地区に係る県営土地改良施設突発事故復旧事業の工事は令和四年四月二十八日完了したので公告する。

令和四年六月三日

福島県知事

内

堀 雅雄

(農村計画課)